

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目6番32号

株式会社商船三井

代表取締役
社長執行役員 芦田 昭 充

定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、平成21年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

①書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

②インターネットによる議決権の行使の場合

パソコンまたは携帯電話をご利用いただき、インターネットにより議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) において、賛否をご入力ください。

詳細につきましては、20頁から21頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続について」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール
3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）に係る事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）に係る計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mol.co.jp/ir-j/index.html>) に掲載させていただきます。

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただき、議決権を行使することが可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主の皆様への直接的な利益還元を経営上の基本方針と認識しております。

平成19年に発表した中期経営計画（MOL ADVANCE）にもとづき、引き続き船舶を中心に投資を行う予定ですが、内部留保による資金を活用し、企業体質の強化を図りつつ1株当たりの企業価値向上に努めます。

以上を総合的に勘案し、当面の間は連結配当性向20%を目安として業績に連動した配当を行いますが、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組んで参ります。

当期（平成21年3月期）は、期中にドライバルク船市況の高騰、世界的経済危機など、想定外の環境激変が損益に大きな影響を与えました。原則として上記の配当方針に従っておりますが、期末配当は、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり15円50銭とさせていただきますと存じます。これにより、平成20年11月26日に1株につき15円50銭の中間配当金をお支払いいたしておりますので、1株当たりの年間配当金は31円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円50銭 総額18,559,440,329円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月24日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、役員・従業員の在籍状況、株主総会・取締役会等の開催場所、事業組織などにおいて、既に本社機能を東京に置いておりますことから、会社法上の本店もそのような実態にあわせるため、定款第3条に定める本店の所在地を大阪市から東京都港区に変更するものであります。またこの変更につきましては、平成21年7月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で定めるものであります。

なお、当該附則は効力発生日にこれを削除するものと致します。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下「決済合理化法」という）が平成21年1月5日に施行され、当社の株式は、「社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」にもとづく株式等振替制度により取り扱われること（以下「株券電子化」という）になりましたので、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第6条第1項にもとづき、当社は、同法の施行日をもって株券を発行する旨の定款規定は削除されたものとみなされておりますので、現行定款第9条を削除し、現行定款第10条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。

②決済合理化法附則第2条にもとづき、「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

③株券電子化により株券喪失登録の制度が廃止されますが、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

④その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。	第3条 当社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。
第9条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
2. <u>当社は、前項の規定にかかわらず、株式取扱規則に定めがある場合を除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	(削 除)
第10条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>3. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>4. 当社が発行する株券の種類ならびに第2項に定める株式の取扱いに関する手続きおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>3. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>4. 第2項に定める株式の取扱いに関する手続きおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>第13条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条 当社は、総会の決議によって、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をする。</p>	<p>第34条 当社は、総会の決議によって、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をする。</p>
<p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p>	<p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p>
<p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 <u>本定款第3条の変更は、平成21年7月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第1条は効力発生日にこれを削除する。</u></p>
	<p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 3 条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
(新 設)	<u>第 4 条</u> <u>本附則第 2 条乃至本条は、平成22年 1 月 5 日まで有効とし、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

（※：新任候補者）

候補者番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	あしだ あきみつ 芦田 昭充 (昭和18年4月10日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年6月 当社欧州・大洋州部長 平成6年6月 当社欧州・アジア部長 平成7年4月 当社定航一部長 平成8年6月 当社取締役企画部長委嘱 平成10年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 専務執行役員 平成15年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 平成16年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成17年6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現在に至る) 他の法人等の代表状況 日本船主責任相互保険組合 代表理事 組合長	254,000株
2	やくしじ まさかず 薬師寺 正和 (昭和23年6月18日生)	昭和47年4月 当社入社 平成10年6月 当社定航部長 平成12年6月 当社執行役員定航部長委嘱 平成13年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 平成14年1月 当社執行役員 平成15年6月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社専務執行役員 平成18年6月 当社取締役 専務執行役員 平成19年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 (現在に至る) 他の法人等の代表状況 株式会社エム・オー・エル大阪南港物流センター 代表取締役 エムオーエル（ヨーロッパ）ビー ブイ 取締役会長 エムオーエル（アジア）エル ティー ディー 取締役会長	93,000株

候補者番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
3	よね たに けん いち 米谷 憲一 (昭和25年10月12日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年4月 当社IR室長 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る) 他の法人等の代表状況 ミツイ オー・エス・ケイ ファイナンス ピーエルシー 取締役会長	92,000株
4	あお き よう いち 青木 陽一 (昭和25年5月9日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年6月 当社LNG船二部長 平成16年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)	50,000株
5	※ やす おか まさ ふみ 安岡 正文 (昭和26年6月7日生)	昭和50年4月 山下新日本汽船株式会社入社 平成14年6月 当社鉄鋼原料船部長 平成16年6月 当社執行役員鉄鋼原料船部長委嘱 平成18年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社専務執行役員 (現在に至る)	68,000株
6	む どう こう いち 武藤 光一 (昭和28年9月26日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社不定期船部長 平成15年1月 当社経営企画部長 平成16年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 平成18年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 常務執行役員 平成20年6月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)	56,000株
7	※ しし ど とし たか 宍戸 敏孝 (昭和28年2月26日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年6月 当社自動車船部長 平成15年6月 当社執行役員自動車船部長委嘱 平成18年6月 当社常務執行役員 (現在に至る) 他の法人等の代表状況 ミツイ オー・エス・ケイ バルク シッピング (ユー・エス・エー) 取締役会長	53,090株

候補者 番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
8	※ やま もと たけ ひこ 山本竹彦 (昭和27年9月29日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年6月 当社関連事業部長 平成15年6月 当社グループ事業部長 平成17年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 (現在に至る)	30,000株
9	こ じま くに お 小島邦夫 (昭和12年12月15日生)	昭和35年4月 日本銀行入行 昭和61年11月 同行秘書役 平成元年5月 同行営業局長 平成2年5月 同行企画局長 平成4年2月 同行理事 平成8年2月 同行顧問 平成8年8月 同行退任 平成8年8月 株式会社日本興業銀行顧問 平成10年5月 同行退任 平成10年5月 日本証券金融株式会社顧問 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成16年6月 日本証券金融株式会社 代表取締役会長 平成18年4月 同社取締役会長 平成18年6月 同社取締役相談役 平成20年2月 同社顧問 (現在に至る) 他の法人等の代表状況 社団法人経済同友会 専務理事	35,000株

候補者番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
10	いし くら よう こ 石 倉 洋 子 (昭和24年3月19日生)	昭和60年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク日本支社 平成4年4月 青山学院大学 国際政治経済学部 教授 平成8年3月 エイボン・プロダクツ株式会社 取締役(非常勤) 平成12年4月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 (現在に至る) 平成16年4月 ボーダフォンホールディングス株式会社社外取締役(非常勤) 平成16年4月 日本郵政公社 理事(非常勤) 平成18年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成20年1月 総合科学技術会議非常勤議員	1,000株
11	こ むら たけし 小 村 武 (昭和14年9月2日生)	昭和38年4月 大蔵省入省 昭和62年6月 同省主計局総務課長 昭和63年6月 同省東京税関長 平成元年6月 同省主計局次長 平成4年6月 経済企画庁長官官房長 平成5年6月 大蔵大臣官房長 平成7年5月 大蔵省主計局長 平成9年7月 大蔵事務次官 平成10年2月 財務総合政策研究所顧問 平成13年1月 日本政策投資銀行総裁 平成19年9月 同 退任 平成20年6月 当社取締役 (現在に至る) 他の法人等の代表状況 財団法人ソルト・サイエンス研究財団 理事長	12,000株

- (注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記の候補者のうち、小島邦夫氏、石倉洋子氏及び小村武氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (注3) 小島邦夫氏は、金融界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 石倉洋子氏は、国際企業戦略の専門家としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。石倉洋子氏は、直接会社経営に関与し

た経験はありませんが、国際政治経済及び国際企業戦略についての長年の経験を通じて企業経営に精通しており、またこれまでの当社社外取締役としての実績も踏まえ、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

小村武氏は、わが国の経済運営や政策金融に携わってこられた長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。小村武氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、日本政策投資銀行総裁としての経験を通じて企業経営に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(注4) 社外取締役候補者である小島邦夫氏が顧問を務める日本証券金融株式会社は、当該会社の業務の運営の状況に関し、公益または投資者保護の観点から改善に必要な措置を取るべき状況が認められたため、コンプライアンス態勢及び内部管理態勢の充実・強化を図る必要があるとして、平成19年12月14日に、金融庁から業務改善命令を受けました。

本件は組織的なものではなく、また候補者自身は関与していないことから、候補者の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断いたします。

(注5) 小島邦夫氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

石倉洋子氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

小村武氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(注6) 小島邦夫氏、石倉洋子氏及び小村武氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 楠 宗久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

(※：新任候補者)

(ふりがな) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
※ なり た じゅん いち 成 田 純 一 (昭和33年4月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年6月 当社ロジスティクス事業部長 (現在に至る)	なし

(注) 成田純一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第2項にもとづき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
もり そう た ろう 森 荘 太 郎 (昭和26年1月20日生)	昭和52年4月 弁護士登録 小川・田川法律事務所 (現 小川総合法律事務所) 入所 昭和57年4月 同事務所パートナー (現在に至る) 平成17年6月 旭タンカー株式会社社外監査役 (現在に至る)	なし

(注1) 森荘太郎氏には、主に保険会社などを通じて弁護士として海事事件の処理を委任することがありますが、当社の顧問弁護士ではなく、森荘太郎氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注2) 森荘太郎氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

(注3) 森荘太郎氏は、弁護士としての長年の経験と企業法務に関する幅広い知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

(注4) 森荘太郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、また、他の海運企業の社外監査役としての経験を通じて、企業経営に対する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注5) 森荘太郎氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

第6号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し ストックオプションとして新株予約権を発行する件

平成21年度において、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、以下の要領により、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由
当社の連結業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。
2. 新株予約権の内容及び数の上限
 - (1) 新株予約権の数の上限
下述(3)に定める内容の新株予約権1,500個を上限とする。
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,500,000株を上限とし、下述(3)①により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
 - (2) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
 - (3) 新株予約権の内容
 - ①新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。
但し、本総会における決議の日（以下「決議日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。
また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨

てるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社

は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成22年6月20日から平成31年6月23日までの期間内で、取締役会において決定する。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

⑦当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - (エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (オ) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - (キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (ク) 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨新株予約権の行使条件
- (ア) 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
 - (イ) 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
(注) 禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
 - (ウ) その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続について＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）。

※ 「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成21年6月22日（月曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）のご利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

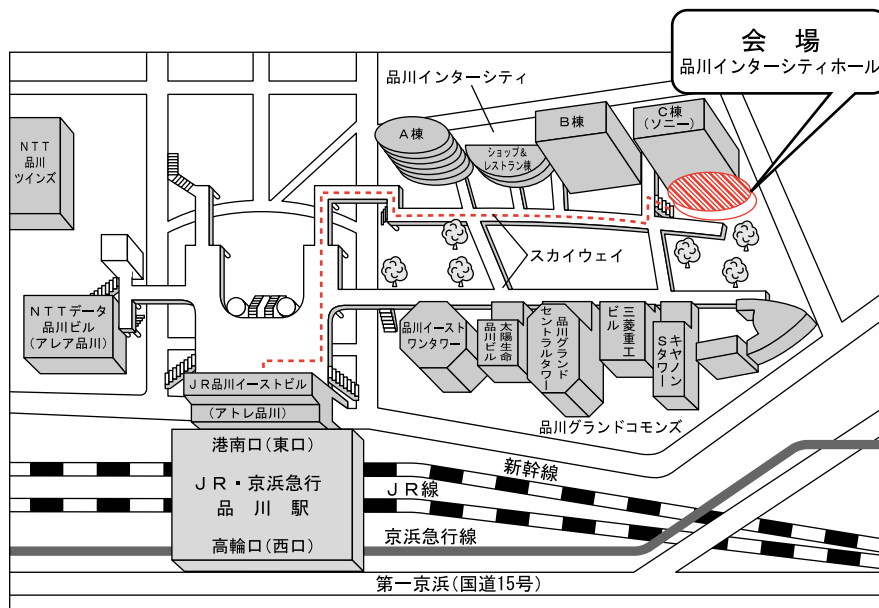
以 上

MOL 商船三井

株主総会会場ご案内

会 場 東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール
電話 (03) 5479-0750 (当日のみ)

交 通 品川駅港南口から徒歩約8分



「揮発性有機化合物の発生が少ない植物性の大豆インキ」を使用しています。

